

平成30年12月17日

～安全・安心なまちづくりのために～

区と墨田区新聞販売同業組合が

「墨田区ながら見守り活動に関する協定」を締結！

本日、墨田区と墨田区新聞販売同業組合（墨田 2-9-7 齊藤勝組合長）が、「墨田区ながら見守り活動に関する協定」を締結した。

この協定は、地域から集めた防犯や交通安全上の不安がある“見守り要望箇所”を新聞配達職員が、営業や配達をしながら、走行して見守りを行うもの。併せて、なんらかのトラブルを発見した際の関係機関への通報や高齢者等への積極的な声かけ、特殊詐欺等の犯罪被害にあわないように注意喚起を行うなどの見守り活動を実施する。

＜協定締結の経緯＞

東京都は、平成26年度に策定した「安全安心TOKYO戦略」において、「地域における犯罪抑止機能の低下」を課題とし、この対策として「ながら見守りネットワークの構築」による事業者、行政、警察等が協働で弱者を見守るネットワークづくりを行うこととした。平成27年度に東京都と事業者とで締結した「ながら見守り連携事業」に関する包括協定を受け、区市町村においても地域要望に合わせた効果的な見守りを実施するため、事業者と個別協定を締結している。



※現在締結中の事業者（括弧内は協定締結日）

本所・向島郵便局（平成27年11月24日）、墨田区しんきん協議会（平成27年11月25日）

生活協同組合パルシステム（平成28年7月1日）、アサヒ飲料販売株式会社（平成29年12月20日）

◆協定の概要（協定書は別紙のとおり）

【協定名称】『墨田区ながら見守り活動に関する協定』

【協定期間】墨田区新聞販売同業組合：平成30年12月17日から1年間（以降、1年ごとに自動更新）

《別 添》協定書、資料

《問合せ》安全支援課 Tel 5608-6199

墨田区ながら見守り活動に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と墨田区新聞販売同業組合（以下「乙」という。）とは、甲と乙とが連携して安全安心な地域社会の実現に向けた墨田区ながら見守り活動（以下「見守り活動」という）を実施するに当たり、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内に居住する子ども、高齢者等が犯罪、事故等の被害に遭うことなく、安全に安心して暮らすことのできるよう、甲及び乙が連携して見守り活動を行うために、それぞれの役割分担等の必要な事項を定めることを目的とする。

（適用区域）

第2条 この協定の適用区域は、墨田区内とする。

（甲の役割）

第3条 甲は、乙の見守り活動の実施に当たって、次のとおり必要な支援を行うものとする。

- (1) 犯罪及び交通事故の発生状況並びに墨田区民が日常生活の中で不安に感じている場所又は区域（以下「見守り箇所」という。）に係る情報を収集し、及び整理し、当該整理した情報を乙に提供するものとする。
- (2) 次条第6号の規定により乙から提供を受けた情報を整理し、町会、自治会、学校、PTA等に提供するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、乙の社員により、その業務に支障のない範囲で、次のとおり見守り活動を行うものとする。

- (1) 業務における移動中に見守り箇所を通過する際は、防犯効果を高めるため、移動の速度を落とすなど周囲に存在を認識させるものとする。
- (2) 地域の絆の再生と犯罪被害防止を図るため、業務の中で、高齢者等への挨拶を行うよう努めるものとする。
- (3) 業務の中で次に掲げる住民の安全安心に関する異常を認知した場合は、関係機関へ通報するほか、その者への声掛け、安全確保等一次的な対応をとるものとする。

ア 交通事故の現場に遭遇した場合

イ 何らかの事情により援助を必要とする者（急病等で救護を必要とする者、俳

徊高齢者、迷子等)を発見した場合

ウ 高齢者宅を訪問した際、異変や生活上の支障等に気付いた場合

- (4) 業務の中で、特殊詐欺をはじめとする犯罪の被害防止を図るため、顧客等を訪問した際は注意喚起を行うよう努めるものとする。
- (5) 乙の所在地を管轄する警察署の「メールけいしちょう」その他公的機関が行う地域の安全・安心に関する情報配信サービスに登録し、営業エリア内で子どもに対する犯罪等の発生情報を受信した際は、現場付近を走行するなどして、予防活動を行うものとする。
- (6) 業務の中で把握した交通事故の危険性がある場所に関する情報を甲に提供するものとする。

(相互連携)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて見守り活動、犯罪及び交通事故の状況等について情報交換を行い、見守り活動の方法又はその支援の方法の改善に努めるものとする。

(遵守事項)

第6条 乙は、見守り活動の実施に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間が満了し、又はこの協定を解除した後においても同様とする。

(免責事項)

第7条 乙は、第4条の規定により見守り活動を実施したこと、又は実施することができなかったことにより生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙で協議の上、これを決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、当該有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

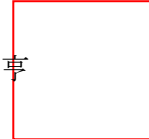
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月17日

甲 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区

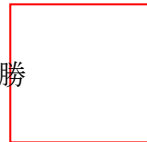
代表者 墨田区長 山本 亨



乙 東京都墨田区墨田 2-9-7

墨田区新聞販売同業組合

代表者 組合長 斉藤 勝



墨田区ながら見守り活動について

1 目的

高齢化や女性の社会進出により、昼間帯の地域における見守り活動の低下が懸念されることから、地域の事業者との協力関係を構築し、事業者が業務をしながら防犯等を目的とした見守り活動を行う体制を整備する。

2 経緯

東京都は、平成26年度に策定した「安全安心 TOKYO 戦略」において、「地域における犯罪抑止機能の低下」を課題とし、この対策として「ながら見守りネットワークの構築」による事業者、行政、警察等が協働で弱者を見守るネットワークづくりを行うこととした。平成27年度に東京都と事業者とで締結した「ながら見守り連携事業」に関する包括協定を受け、区市町村においても地域要望に合わせた効果的な見守りを実施するため、事業者と個別協定を締結している。

※現在締結中の事業者

- ・本所・向島郵便局
- ・墨田区しんきん協議会
- ・生活協同組合パルシステム
- ・アサヒ飲料販売株式会社

3 概要

東京都が、日本郵便東京支社及び東京都信用金庫協会と締結した包括協定を受けて、墨田区でも、本所・向島郵便局、墨田区しんきん協議会、生活協同組合パルシステム及びアサヒ飲料販売株式会社と個別協定を締結し、事業者が業務を行いながら、地域における見守り活動を実施する。

活動内容は、裏面のとおり

墨田区都市計画部危機管理担当
安全支援課安全支援係
寺崎
TEL 03-5608-6199（直通）
FAX 03-5608-6425
e-mail :anzensien@city.sumida.lg.jp

事業者による見守り活動

日常業務の中で「ちょっと変だな・・・」ということに気付いたときに、無理のない範囲で一声掛けたり、必要に応じて関係機関に連絡してもらうことなどをおして、子ども・高齢者を中心とした地域住民を見守る活動を行う。

①見守り要望箇所の選定

人通りの少ない場所など、地域住民が防犯上不安を抱く場所について区が要望を吸い上げ、区内の実情等を踏まえながら見守り要望箇所として選定する（折々に見直しを図る）。

②見守り要望箇所の走行

- ・区が選定した見守り要望箇所を可能な範囲で走行する。
- ・見守り要望箇所を走行する際、スピードを落とし周囲に存在を見せることで、防犯効果を高める。

③ヒヤリハット情報の共有

集配担当職員が持つ、交通事故に関するヒヤリハット情報を事業者として取りまとめ、地域が有するヒヤリハット情報を含め四半期ごとに共有化を行う。共有した情報を互いに活用し交通事故防止を図る。

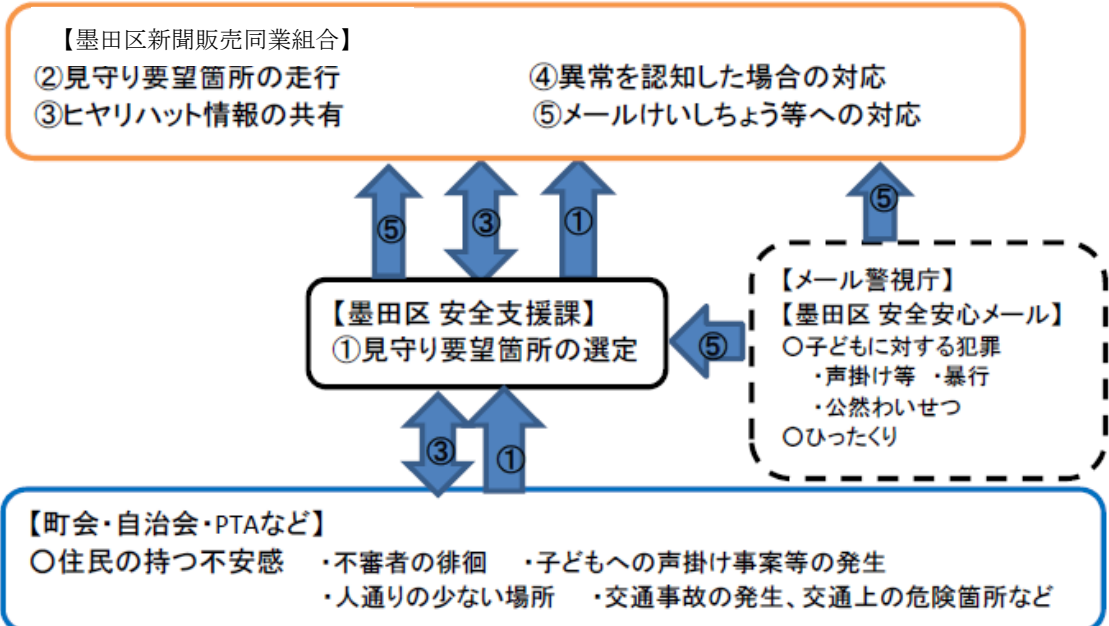
④住民の安全・安心に係る異常を認知した場合の対応

交通事故現場に遭遇した場合、急病等で生命の危険を抱えた者、具合が悪そうな者、徘徊高齢者迷子等、何らかの事情を抱えた者を発見した場合など、住民の安全安心に係る異常を認知した場合は、住民への声掛けや安全確保などの一時的な対応を取り、状況に応じて関係機関へ速報する。

⑤メールけいしちょう等への対応

メールけいしちょう等に登録し、子供に対する犯罪（声掛け等、暴行、公然わいせつ）やひったくり事件発生の情報を受信した際は、現場付近を走行するなど姿を見せることで、防犯効果を高める。

イメージ



※区内事業者

本所郵便局 向島郵便局

墨田区しんきん協議会(東京東信用金庫、朝日信用金庫、東京シティ信用金庫、城北信用金庫の4信用金庫19店舗
幹事:東京東信用金庫)

生活協同組合パルシステム・アサヒ飲料販売株式会社